

浜松市畜産業振興事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、乳牛の乳質を改善すると共に泌乳量を向上し、畜産業の振興を図るため、その事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) 農業協同組合 農業協同組合法（昭和27年法律第132号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）

(2) 畜産農家 市内に経営施設を有して、畜産経営を行う個人又は法人
(補助の対象及び補助率)

第3条 この要綱による補助の対象は、農業協同組合が実施する次に掲げる事業とする。

(1) 乳牛の導入事業

(2) 凍結精液による乳牛の繁殖事業

2 前項に定める事業の補助対象事業費、補助率、条件は別表に定めるものとし、補助対象事業費には、消費税及び地方消費税は含まない。

3 補助対象者については、市税を完納している者であること。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる各号の書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) 市税納付・納入確認同意書（様式第4号）

(5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）

(6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（給与所得者を雇用する事業者の場合に限る）

(交付の決定)

第5条 市長は前条の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当であると認められたものについて補助金の額を決定し、申請者に補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 補助事業者が、事業の変更をしようとする場合で次のいずれかに該当する場合は、補助金変更承認申請書(様式第7号)に変更事業計画書(第2号様式)及び変更収支予算書(第3号様式)を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 事業費の額の20パーセントを超える変更をする場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(変更の承認)

第7条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合は、補助事業者に補助金変更承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は当該事業が完了した後、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金実績報告書(様式第9号)

(2) 事業実績書(第2号様式)

(3) 収支決算書(第3号様式)

(交付の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めた場合は交付すべき補助金の額を決定し、補助金交付確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、前条による確定通知書を受領した後、補助金交付請求書(様式第11号)により、速やかに市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表

事業名	補助対象事業費	補助率（額）	条件
乳牛の導入事業	<p>乳牛の取引業務を行う公的機関又は経済連合共同体等から乳牛を導入するために必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳牛の購入費 ・ 輸送費 	<p>補助対象事業費の10分の1以内。</p> <p>ただし、農家ごとの補助金の限度額を100千円とし、1千円未満の端数は切り捨てとする。</p>	<p>乳牛は、（社）日本ホルスタイン登録協会の血統登録証明を受けたものとする。ただし、畜産農家ごとに一頭とし、他の補助事業との重複交付は認めない。</p>
凍結精液による乳牛の繁殖事業	<p>凍結精液を用いた乳牛の繁殖を行うために必要な次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 凍結精液の購入費 	<p>補助対象事業費の4分の1以内。</p> <p>ただし、農家ごとの補助金の限度額を50千円とし、1千円未満の端数は切り捨てとする。</p>	<p>他の補助事業との重複交付は認めない。</p>

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助金交付申請書

年度浜松市畜産業振興事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 交付申請額及び算出の基礎

様式第2号（第4条・第6条・第8条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

実施事業区分	乳牛の導入事業	凍結精液による乳牛の繁殖事業	
導入頭（本）数			
事業の内容			
事業費	円		
補助対象事業費	円（消費税及び地方消費税を除く）		
事業費負担区分	市補助金	自己資金	その他
	円	円	円
事業実施期間 （予定）	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
備考			

(注) 1 記入は実施事業区分ごとに1葉とすること

2 「実施事業区分」の欄については、該当する事業名を丸で囲むこと

3 「事業の内容」の欄については、事業の内容を具体的に記入すること

4 「事業費負担区分」に「その他」がある場合には「備考」の欄に内容を記入すること

2 添付書類

(1) 事業（変更事業）計画書の場合

受益畜産農家ごとの氏名、住所、導入頭（本）数及び事業費を記載した内訳表

(2) 事業実績書の場合

ア 受益畜産農家ごとの氏名、住所、導入頭（本）数及び事業費を記載した内訳表

イ 実施事業区分が乳牛導入事業の場合においては、（社）日本ホルスタイン登録協会の発行する血統登録証明書の写し及び領収書、納品書の写し等の支払金額及び支払内容のわかるもの

ウ 実施事業区分が凍結精液導入事業の場合においては、領収書、納品書の写し等の支払金額及び支払内容のわかるもの

様式第3号(第4条・第6条・第8条関係)

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

記

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
市 補 助 金	円	円	円	円	
自 己 資 金					
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 変更収支予算書が提出・承認された事業の収支決算書の場合は、(予算額)欄に変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

様式第4号(第3条・第4条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

(取扱い) 農業振興課

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、平成 年度浜松市畜産振興事業費補助金交付要綱第2条第3項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市畜産業振興事業費補助金

様式第5条（第4条関係）

暴力団排除に関する誓約書

浜松市畜産振興事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

（1）暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）

第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

（2）暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

（3）暴力団員等と密接な関係を有する者

（4）前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった浜松市畜産業振興事業費補助金について、下記のとおり交付決定します。

記

1 補助金の交付決定額

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

2 交付の条件

- ア 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- イ 補助金の収支に関わる帳簿を整え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、補助金交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなくてはならないこと。
- ウ 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- エ 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- オ 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- カ 補助事業者が市税を完納していること。
- キ 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
名称
代表者氏名

印

補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定を受けた浜松市畜産業振興事業費補助金事業計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 変更承認申請額及び算出の基礎

様式第8号(第7条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった浜松市畜産業振興事業費補助金変更承認申請書
について、下記のとおり承認します。

記

補助金の交付決定額(変更後)

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

様式第9号(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助金実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定を受けた浜松市畜産業振興事業費補助金事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 事業実績書 第2号様式
- 2 収支決算書 第3号様式

様式第10号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長 氏 名

補助金交付確定通知書

年 月 日付け報告のあった浜松市畜産業振興事業費補助金実績報告書を審査した結果、下記金額を 年度浜松市畜産業振興事業費補助金として確定します。

記

補助金の確定金額

千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥							

様式第11号(第10条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
名称
代表者氏名

印

補助金交付請求書

年度浜松市畜産業振興事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額

円

振込金融機関名

振込口座名

口座種別

口座番号